

腹膜透析液処方マニュアル（院外用） 2022/02/21 改定

- ① 腹膜透析の患者さんが希望する調剤薬局の聞き取りを薬剤部で行い、薬剤部より調剤薬局へ連絡する。
（新規のみ）
- ② 製薬会社より患者さんへ在庫確認を行う（外来予定日の1週間前）。
- ③ 製薬会社は宅配予定数量報告書を外来予定日までに調剤薬局へ連絡する。
- ④ 医師は患者さんが外来受診時に処方箋を発行する。

処方変更がない場合

宅配予定数量報告書通りに処方箋を発行。

処方内容が変更となる場合（腹膜透析液変更や仕様割合変更など）

仮処方箋で処方箋を発行（数量はすべて「99箱」）

- ⑤ 製薬会社は処方変更内容に基づいて宅配予定数量報告書を新たに作成し、調剤薬局へ再度連絡を行う。
- ⑥ 調剤薬局は患者さんが持参した処方箋を受取り、腹膜透析液を卸会社に発注する。

処方箋と宅配予定数量報告書の内容が同じであった場合

製薬会社へ処方確認を行い、卸会社へ正式発注する。

処方箋と宅配予定数量報告書の内容が異なる場合（数量が99箱の場合）

※1

調剤薬局は製薬会社からの差し替えの宅配予定数量報告書をもって処方内容の変更とし、99箱と記載の処方箋の場合は松山赤十字病院への疑義照会は行わない。

- ⑦ 卸会社は製薬会社へ発注を行い、製薬会社は宅配業者に出荷指示を出す。
- ⑧ 宅配業者は患者さん宅へ宅配し、宅配に伴う患者さん捺印済み受領書を回収し、卸会社へ郵送する。
- ⑨ 卸会社は受領書と共に調剤薬局へ請求作業を行う。

※1

処方内容の訂正された宅配予定数量報告書が届いていない場合

I：製薬会社（コールセンター）へ問い合わせる（卸会社へ発注しない）。

II：製薬会社より訂正された宅配予定数量報告書が届いた後、内容確認し卸会社へ正式発注を行う。

処方内容の訂正された宅配予定数量報告書が届いている場合

内容確認し卸会社へ正式発注を行う。

処方箋と宅配予定数量報告書の内容が異なる場合（数量が99箱でない場合のみ）

松山赤十字病院薬剤部へ疑義照会を行い、処方内容を確認した後、卸会社へ発注する。

